

倉敷市立西中学校PTA会則

- 第 1 条 本会は、倉敷市立西中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は、生徒の保護者及び教職員を会員として組織する。
- 第 3 条 本会は、次の諸項を目的とする。
(1) 学校と家庭との連絡を密にして、生徒の福祉を増進する。
(2) 学校の教育活動に理解を深め、環境整備に協力する。
(3) 会員の教養と親睦の増進を図り、家庭生活並びに社会の民主化とその発展を図る。
- 第 4 条 本会には、次の機関を設ける。
(1) 総会 (2) 常任委員会 (3) 専門部会
- 第 5 条 本会には、次の役員を置き、会員中より選出する。
(1) 会長 1 名 (2) 常任委員 (副会長) 6 名程度 (3) 監査委員 2 名
広報・研修部部長、副部長は常任委員より選出する。
書記、会計は、同校職員が務めるものとする。
- 第 6 条 役員は、選考委員会で推薦し、総会で承認する。
選考委員は、正会員中より会長が指名する。
- 第 7 条 役員の任務は、次の通りとする。
(1) 会長は、すべての会務を総理し、会議の議長となる。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
(3) 書記は、本会の庶務にあたる。
(4) 会計は、本会の金銭出納にあたり、総会において決算報告をする。
(5) 監査委員は、事務経理を監査する。
(6) 役員は、必要に応じてすべての会議に参加する。
- 第 8 条 本会は、その目的を達成するために、次の委員会、専門部を置くことができる。
(1) 学年委員会 (2) 広報・研修部
- 第 9 条 学年委員は、各学級より少なくとも 1 名選出する。
- 第 10 条 常任委員会は、会長、常任委員、監査委員をもって構成する。
- 第 11 条 常任委員は、会務を審議するとともに、委員会や専門部の連絡調整にあたる。
- 第 12 条 本会の役員及び委員の任期は、1 か年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 13 条 本会は、毎年 1 回総会を開き、会務の報告その他重要事項について協議する。
- 第 14 条 やむを得ない事情により総会に諮れない事項については、常任委員会の議決を経て実施し、次の総会に報告して承認を得るものとする。
- 第 15 条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 16 条 会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を招集できる。
- 第 17 条 本会の運営のために必要な下部組織ならびにその実施細則は、常任委員会によって別に定めることができる。
- 第 18 条 本会の経費は、会員の会費、事業収入その他をもってあてる。
- 第 19 条 本会の会費は、生徒及び教職員一人月額 1 5 0 円とする。
- 第 20 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。
- 第 21 条 本会則は、総会の議決を経なければ変更することを得ない。

附 則

本会則は、平成 1 3 年 4 月 1 9 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、平成 1 5 年 4 月 2 8 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、平成 1 8 年 4 月 2 8 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、平成 2 5 年 4 月 2 5 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、令和 4 年 4 月 2 3 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、令和 5 年 4 月 2 8 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、令和 6 年 5 月 2 日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は、令和 7 年 5 月 2 日総会において一部を改正し、同日より施行する。